**第四款**　基準電気式圧力計

（機構及び作用の検査）

**第三百十七条の二**　基準電気式圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

（器差の検査）

**第三百十七条の三**　基準電気式圧力計の器差の検査は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

**第五款**　血圧計用基準圧力計

（機構及び作用の検査）

**第三百十七条の四**　血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇二三）附属書による。

（器差の検査）

**第三百十七条の五**　血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇二三）附属書による。

**別表**（第二十四条関係）

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 基準ガラス製温度計（体温計に使用するものを除く。） | ［略］ | ［略］ |
| 体温計に使用する基準ガラス製温度計 | ［略］ | ［略］ |
| 体温計用基準電気式温度計 | 零度を含む一度ごとの表す量のうち、五箇所以内の表す量 | 零度を含む一度ごとの表す量のうち、五箇所以内の表す量 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 基準重錘型圧力計 | ［略］ | ［略］ |
| 基準電気式圧力計 | 任意の四箇所以内の表す量 | 任意の四箇所以内の表す量 |
| 血圧計用基準圧力計 | 任意の七箇所以上の表す量 | 任意の七箇所以上の表す量 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計 | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

［削る］

［新設］

**第四款**　血圧計用基準圧力計

（機構及び作用の検査）

**第三百十七条の二**　血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

（器差の検査）

**第三百十七条の三**　血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

**別表**（第二十四条関係）

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 温度基準器（体温計に使用するものを除く。） | ［略］ | ［略］ |
| 体温計に使用する温度基準器 | ［略］ | ［略］ |
| ［新設］ | ［新設］ | ［新設］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 基準重錘型圧力計 | ［略］ | ［略］ |
| ［新設］ | ［新設］ | ［新設］ |
| 血圧計用基準圧力計 | 任意の三箇所以内の表す量 | 任意の三箇所以内の表す量 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 液化石油ガス用浮ひょう型密度計 | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

備考　温度基準器、密度基準器、濃度基準器及び比重基準器については、特別の理由があると認めるときは、右に掲げる箇所以外の箇所についての器差を記載することができる。

備考　表中の［　］は注記である。